

# 法律知識 No.60



弁護士 大橋 征平  
総務課 主幹  
(所属：福島県弁護士会)

日常生活の中で起こる可能性のある様々な事例に対して、法律に基づいた対応策を紹介します。

Q

数年前、父親が亡くなり、土地を相続しました。両親は子供の頃離婚しており、それ以来父親とは疎遠になっていました。父親の土地に思い入れは無かったのですが、兄弟の誰も相続を望まず、仕方なく私が相続しました。

管理するのも面倒なため、相続した全ての土地を売りに出していたのですが、数筆の原野が値段を下げてでも売れません。最近、不要な土地を国に渡せる制度ができたと聞きました。私でも利用できますか。



A

最近の調査では、土地の所有に負担を感じていると答えた国民が約4割おり、土地を所有する世帯の内、約2割の世帯が土地を国に帰属させる制度を希望するとの結果が出ていました。土地を手放したいにもかかわらず、土地を手放せないことにより管理されない土地の増加を招いているともされていました。

そこで、相続などによって取得した土地の所有権を国に渡すことができる法律が制定されることになり、令和3年4月、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（相続土地国庫帰属法）が成立しました。令和5年4月までに施行されることになっています。

対象となる土地は、相続などによって所有することになった土地です。売買など自らの意思で取得した土地は対象外となっています。

また、管理に過分の費用・労力がかかる土地は対象外となっています。具体的には①建物がある土地、②抵当権などが設定されている土地、③境界が明らかでない土地などについては、国への帰属の申請ができず、また、(1)崖がある土地、(2)車両や樹木などがある土地、(3)地下埋設物がある土地などについては、申請があった後の法務局による個別の調査において、管理に過分の費用・労力がかかると判断されると申請は不承認とされます。

国への帰属が承認されると、申請者は、管理に要する10年分の標準的な費用を納付することになります。詳細な額については施行までに政令で定められることになっており、現時点では細かいことは分かりませんが、例として、粗放的な管理で足りる原野であれば、約20万円、200㎡の市街地の宅地であれば、約80万円とされています。この納付金が納付されたときに、土地の所有権は申請者から国に移るとされています。

懸案の土地は相続により取得した土地で原野ということですので、お金を支払っても手放したいということであれば、相続土地国庫帰属法を利用して国へ所有権を移すことを検討してみてもいいでしょうか。

ここからは広告です。